

建設副産物に関する特記仕様書

【建設副産物】

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部を提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

請負金額1,000千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- 2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- 3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- 4) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- 5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

2. 建設発生土

1) 指定 (A) (工事間流用) の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先 (相手先工事名、場所等)

	工事	町地先
イ 土質及び処理量		

第 種建設発生土	m ³
----------	----------------

ウ 搬出時期

年 月 ~ 年 月

なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。

2) 指定 (A) (その他) の場合

建設発生土は、監督職員の指示により、銚子市農産課指定地に搬出するものとする。

3) 指定 (B) の場合

建設発生土は、片道運搬距離 2 km に搬出するものとする。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する建設廃棄物は、下記により処理するものとする。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

1) 路盤廃材は、旭市倉橋 4 3 6 8 - 6、(有)リサイクルシマダ、旭市清和乙 6 6 2、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や香取市新里字大街道 1 1 7 9 - 2、金井工業(株)等の再資源化施設へ運搬するものとする。

2) アスコン塊は、旭市倉橋 4 3 6 8 - 6、(有)リサイクルシマダ、旭市清和乙 6 6 2、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や香取市新里字大街道 1 1 7 9 - 2、金井工業(株)等の再資源化施設へ運搬するものとする。

3) 無筋コンクリート塊は、旭市倉橋 4 3 6 8 - 6、(有)リサイクルシマダ、旭市清和乙 6 6 2、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や香取市新里字大街道 1 1 7 9 - 2、金井工業(株)等の再資源化施設へ運搬するものとする。

4) 有筋コンクリート塊は、旭市倉橋 4 3 6 8 - 6、(有)リサイクルシマダ、旭市清和乙 6 6 2、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や香取市新里字大街道 1 1 7 9 - 2、金井工業(株)等の再資源化施設へ運搬するものとする。

5) 無筋二次製品は、旭市倉橋 4 3 6 8 - 6、(有)リサイクルシマダ、旭市清和乙 6 6 2、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や香取市新里字大街道 1 1 7 9 - 2、金井工業(株)等の再

資源化施設へ運搬するものとする。

6) 有筋二次製品は、旭市倉橋4368-6、(有)リサイクルシマダ、旭市清和乙662、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や香取市新里字大街道1179-2、金井工業(株)等の再資源化施設へ運搬するものとする。

7) アスファルト舗装版の切断作業時に発生する排水は、山武郡横芝光町寺方字東中島578、丸源起業(株)等の再資源化施設へ運搬処理するものとする。

4. 一般廃棄物

本工事により発生する立木及び篠竹等は、銚子市森戸町1771番地、(株)藤工務所フジグリーンセンター等の再資源化施設へ運搬処理するものとする。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。